平成２３年（フ）第６２号
千葉県館山市沼120番地の２　クレモナハイツ３号
破産者　山口　和久（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１３４１号
東京都府中市分梅町３丁目47番３号
破産者　株式会社Ｉ・Ｔ・ＥＸＰＲＥＳＳ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市深溝町1557番地の３
破産者　株式会社エム．テック
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
岡山県玉野市玉２丁目30番30号
破産者　古川　和博
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７８号
岡山市南区築港栄町28番５号―202
破産者　有限会社ドゥーエ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２８号
熊本市北区清水万石３丁目１番13号
破産者　株式会社蟹江工務店
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第７８９号
茨城県那珂郡東海村村松885番地の２
破産者　有限会社トキタ
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１０８号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番20号
破産者　株式会社丸証
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９６号
札幌市中央区北５条西28丁目１番
破産者　株式会社アドバタイジング・アイデイプランニング
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６６号
札幌市西区二十四軒３条５丁目１番14号
破産者　有限会社メガ・ウエスト
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１号
山形市大字中野3543番地の２
破産者　有限会社桜井畜産
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
静岡県富士市田島67番地の１
破産者　株式会社マルゴ
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１９３号
大阪府富田林市若松町東１丁目４番16号
破産者　セリオ販売株式会社
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８７号
東京都調布市深大寺南町３丁目５番地７クレセントマンション103
破産者　中山　秀子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７０号
新潟市北区下大谷内378番地16
破産者　株式会社トヨサカ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
三重県鈴鹿市大池２丁目16番34号　ルミエール森２Ｆ５号室、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市住吉１丁目24番28号
破産者　リカーハウスムネヨシこと　宗吉　洋介
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１２号
三重県鈴鹿市三日市１丁目17番２号　コーポみき２Ｄ、前住所三重県鈴鹿市国府町5646番地の188
破産者　瓜生　貞夫
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第８２５９号
大阪府堺市美原区青南台１丁目14番33号
破産者　富士設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７号
宮崎市村角町原口2603番地
破産者　株式会社凛打
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６８７号
川崎市宮前区神木本町３丁目６番12号　井田荘203、破産開始決定時の住所川崎市宮前区神木本町５丁目９番19号
破産者　久保　　忠
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係